

## 第5章 大綱・基本方針

第3章での史跡の本質的価値の整理と第4章での史跡の現状と課題の整理を踏まえ、史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、活用していくための大綱を以下のよう

に定める。

### 史跡百舌鳥古墳群の大綱

- ・史跡の本質的価値を確実に守り、後世に継承する
- ・史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々が身近で親しみやすい史跡をめざす

#### (1) 保存管理の基本方針

- ・史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する
- ・史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに各古墳の史跡の現状変更の取扱を定め、適した保存管理の方針と方法を示す
- ・古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全し、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る
- ・調査結果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組む

#### (2) 活用の基本方針

- ・史跡を取り巻く自然環境や周辺に分布する歴史・文化資産と連携し、人々に親しまれるような多面的活用を推進する
- ・全ての世代や対象に対して、知的好奇心や学習ニーズを満たすことのできる活用を推進する

#### (3) 整備の基本方針

- ・史跡の本質的価値の構成要素を良好な状態で後世へと確実に継承するため、必要に応じて整備を推進する
- ・調査で得られた成果が実感できるような整備を段階的に行い、古墳の公開をめざす
- ・古墳群としての一体性が理解できるよう、古墳相互間の地形やそれら環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす

#### (4) 運営・体制の基本方針

- ・庁内の連携体制や管理主体としての体制の充実・強化を図り、地域の人々とも協働・連携した維持管理をめざす
- ・世界遺産として登録された百舌鳥・古市古墳群において、その保存活用に取り組む関係団体や研究機関との連携を図る